

令和7年度

受付番号		連絡先	委託担当 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 脱炭素マネジメント課 TEL 045-671-4884	担当者名 望月ゆか
------	--	-----	---	--------------

設 計 書

1 委 託 名 令和7年度温室効果ガス排出量等調査業務委託

2 履 行 場 所 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素マネジメント課

3 履 行 期 間 期間 契約締結した日から令和8年3月18日まで
 期限

4 契約の区分 確定契約 概算契約

5 その他の特約事項 なし

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要 「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、本市の温暖化対策を着実に推進するため、市域の温室効果ガス排出量や、再生可能エネルギーの普及状況等について把握することを目的とする。

内 訳 書

8 部分払 する
 しない

部分払の基準

業務内容	履行 予定月	単位	数 量	単 価	金 額

委託代金額 ￥

内訳

業務価格 ￥

消費税相当額 ￥

內 訳 書

内 訳 書

第1号 直接人件費

名 称	形 状・寸 法 等	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
(1) 温室効果ガス排出量調査					
技師長		人・日			
主任技師		人・日			
技師 (A)		人・日			
技師 (B)		人・日			
技師 (C)		人・日			
技術員		人・日			
小 計					
(2) エネルギー需給状況調査					
技師長		人・日			
主任技師		人・日			
技師 (A)		人・日			
技師 (B)		人・日			
技師 (C)		人・日			
技術員		人・日			
小 計					
(3) エネルギー設備等導入状況調査					
技師長		人・日			
主任技師		人・日			
技師 (A)		人・日			
技師 (B)		人・日			
技師 (C)		人・日			
技術員		人・日			
小 計					
(4) 報告書作成					
技師長		人・日			
主任技師		人・日			
技師 (A)		人・日			
技師 (B)		人・日			
技師 (C)		人・日			
技術員		人・日			
小 計					
(5) 打合せ・協議					
技師長		人・日			
主任技師		人・日			
技師 (A)		人・日			
技師 (B)		人・日			
技師 (C)		人・日			
技術員		人・日			
小 計					
合計					
技師長		人・日			
主任技師		人・日			
技師 (A)		人・日			
技師 (B)		人・日			
技師 (C)		人・日			
技術員		人・日			
合 計					

内 訳 書

第2号 直接経費

名 称	形状・寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘要
1 報告書印刷製本費		1	式			5部
2 打合せ旅費		1	式			
合 計						

令和7年度温室効果ガス排出量等調査業務委託仕様書

第1章 総則

(総則)

第1条 委託者、横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局（以下「委託者」という。）が受託者に委託する業務（以下「委託業務」という。）については、横浜市委託契約約款及び横浜市契約規則に定めるもののほか、本仕様書に従い、委託業務履行に際し、関係する法令を遵守し、これを履行しなければならない。

第2章 共通仕様

(提出書類)

第2条 受託者は、遅滞なく次の書類を作成し、委託者の指定する職員（以下「担当職員」という。）に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
(1) 委託業務着手届出書	契約締結後5日以内 (休日を除く)	各1部
(2) 委託代金内訳書		
(3) 工程表		
(4) 現場責任者・業務従事者選定通知書		
(5) 委託組織表		

2 受託者は、委託者の関係職員と委託業務について打合せを行った後、次の書類を作成し、担当職員に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
(1) 打合せ議事録（A4版）	打合せ後遅滞なく	各1部
(2) 業務実施計画書（A4版）		

(検査)

第3条 受託者は、業務委託が完了したとき（履行部分に係る委託業務完了を含む。）は、次の書類を担当職員に提出し、委託者が指定する検査員の検査を受けなければならない。

提出書類	提出期限	部数
委託業務完了届出書	委託業務完了のとき	1部

(支払)

第4条 受託者は、前条の検査に合格したときは、次の書類を担当職員に提出し、委託代金の支払を請求するものとする。

提出書類	提出期限	部数
請求書	完了検査合格後	1部

(守秘義務)

第5条 委託業務の履行で得た情報は、外部へ漏らし、また、持ち出してはならない。

(成果物の本市への帰属)

第6条 委託業務で得た成果物（資料・デジタルデータ等）の権利は、履行完了後、本市に帰属する。

(履行確認検査)

第7条 委託業務の履行を確認するための検査は、次のとおりとする。

- (1) 書類確認
- (2) 検査員が指示する事項

(個人情報の保護)

第8条 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に「個人情報取扱特記事項」第2条の4に則り、管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により報告しなければならない。また、「個人情報取扱特記事項」第10条による研修を実施し、研修実施報告書・誓約書（第2号様式）を提出しなければならない。

なお、「個人情報取扱特記事項」は、次の横浜市ウェブページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjyohohogoseido.html>

(電子計算機処理等)

第9条 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。なお、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」は、以下のwebサイトを参照のこと。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/shiyosho/siyou-youryou.html>

(横浜市グリーン購入の推進に関する事項)

第10条 受託者は、業務の遂行にあたり、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」に記された内容を十分に理解し、これを推進すること。

なお、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」及び、（別記）「特定調達物品等」は、次の横浜市環境創造局ウェブページを参照のこと。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/shiyakusho/green.html>

第3章 特記仕様

(履行期限)

第11条 履行期限は、令和8年3月18日までとする。

(業務の履行協議等)

第12条 受託者は、業務計画書を作成し委託者に提出するとともに、必要に応じて、本業務の進め方、方針などに関する協議を行う。なお、初回と最終報告時は管理技術者が立ち会うこと。また、疑義が生じた場合は両者の協議等により確認すること。

(打合せ等)

第13条 業務を施行するうえで、委託者又は受託者が必要と判断した場合は、隨時打合せ及び関係者等との調整を行い、打合せの際には、受託者が資料を作成・準備すること。なお、打ち合わせは3回程度の実施を想定している。

(議事録の提出)

第14条 受託者は、協議等を行ったときには、議事録を作成し、委託者に遅滞なく提出すること。また、課題とその対応は時系列でリスト化し、委託者に遅滞なく提出すること。

(業務報告)

第15条 受託者は、業務の進捗状況や成果等について、委託者と協議の上決定した期日までに中間報告及び最終報告を行うこと。また、業務の進捗状況や成果等は、書面で報告すること。

(業務目的)

第16条 「横浜市地球温暖化対策実行計画」（令和5年1月改定）（以下「実行計画」という。）に基づき、本市の温暖化対策を着実に推進するため、市域の温室効果ガス排出量や、再生可能エネルギーの普及状況等について把握することを目的とする。

(業務内容)

第17条 具体的な業務内容は、次に掲げるものとする。調査対象年次は、(1)、(2)については2024(令和6)年度（速報値）及び2023(令和5)年度（確報値）、(3)については令和7年3月末又はその直近とする。受託者は、実行計画の進捗状況の把握に適した調査項目に見直すと共に、委託者の指示により必要に応じ調査手法の一部を見直し、委託者と協議の上調査方法を決定し、調査を実施する。なお、把握する主な内容等の詳細については委託者の指示に従うこととし、委託者は必要に応じ従前の調査フォーム等を電子データで提供することとする。

また、それぞれの調査の状況については、委託者と協議の上決定した期日までに中間報告及び最終報告を行うこととする。

(1) 温室効果ガス排出量調査

ア 資料の収集

横浜市域及び全国の各部門におけるエネルギー消費量、業種別の事業所数、自動車の燃料消費量や走行量等に関する統計資料等、温室効果ガス排出量やエネルギー需給状況の算定及び分析の基となる資料の調査・収集を行う。なお、資料については可能な限り最新のものを収集し使用すること。

イ 温室効果ガス排出量の算定・整理

上記アの資料を用いて、横浜市域の温室効果ガス排出量を算定すると共に、過去のデータとの経年比較等を行い、その結果を表・グラフ等に整理する。なお、委託者は、過去のデータ及び詳細な計算方法の参考になる資料を電子データで提供する。

なお、温室効果ガス排出量の算定にあたっては、委託者が提示する問題点及び課題を踏まえて業務を遂行するものとする。また、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト」や排出係数の変更などの通知等を参考に、新たな課題や修正案等の検討を行い、委託者へ報告し、調査に反映すること。

ウ 調査・集計項目

- ①エネルギー消費量（部門別・エネルギー種別・基準年等との比較・経年変化・全国との比較等）
- ②二酸化炭素排出量（部門別・エネルギー種別・基準年等との比較・経年変化・全国との比較等）
- ③メタン、一酸化二窒素排出量（基準年等との比較・経年変化・全国との比較等）
- ④ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素排出量（用途別・物質種別・基準年等との比較・経年変化・全国との比較等）
- ⑤温室効果ガス総排出量（部門別・基準年等との比較・経年変化・全国との比較・電力の基礎排出係数と調整後排出係数の比較や固定比較等）
- ⑥その他算定基礎資料、統計、経済指標等の整理（経年変化）等

エ 温室効果ガス排出量増減要因の分析

環境省が公表している国の温室効果ガス排出量の増減要因分析や、横浜市域及び全国のエネルギー消費動向に関する資料（例として、資源エネルギー庁のホームページやエネルギー白書等）及び経済指標等を参考とし、市域の温室効果ガス排出量における増減要因（全体、部門別等）の分析を行う。

オ 排出量算定方法及びファイルの改善

排出量の算定について、市域の排出実態に即したものとなるように改善※や算定方法の電子データについて、算出過程がより分かりやすく、より簡便に算出可能となるよう必要に応じシート構成等を改善する。改善の内容や算定方法等については、その手順をファイル中に記載し、改善手法を採用する場合は、委託者に改善前後の結果を説明し承諾を得ること。

※例として、小売り電気事業者の電力販売量から、電力の使用による排出量を算定しているが、より市域の実態に近い推計方法への改善等

(2) エネルギー需給状況調査

ア 資料の収集

横浜市域及び全国の各部門におけるエネルギー需給状況の算定及び分析の基となる資料の調査・収集を行う。なお、資料については可能な限り最新のものを収集し使用すること。

イ エネルギー需給状況の算定・整理

上記アの資料を用いて、横浜市域のエネルギー需給状況（最終エネルギー消費、エネルギー転換施設の供給状況等）を算定すると共に、過去のデータとの経年比較等を行い、その結果を表・グラフ等に整理する。なお、委託者は、過去のデータ及び詳細な計算方法の参考になる資料を電子データで提供する。また、エネルギー需給状況の算定にあたっては、新たな課題や修正案等を必要に応じ検討し、委託者へ報告すること。修正案を採用する場合は、委託者に修正前後の結果を説明し承諾を得ること。

ウ 調査・集計項目

①エネルギー消費の状況

最終エネルギー消費の特徴と経年変化、各部門のエネルギー種別の消費内訳等

②エネルギー供給の状況

エネルギー転換施設の配置とエネルギー供給状況、本市域への電力供給状況等

③その他

算定基礎資料、統計、経済指標等の整理（経年変化）等

エ エネルギー需給状況の分析

横浜市域及び全国のエネルギー需給状況に関連した資料や統計、経済指標等を参考に、エネルギー需給状況（全体、部門別等）の分析を行う。

オ エネルギー需給状況算定ファイルの更新

算定方法の電子データについて、算出過程がより分かりやすく、より簡便に算出可能となるようシート構成等を見直し、必要があれば更新すること。

（3）エネルギー設備等導入状況調査

ア 対象

再生可能エネルギー電気（太陽光発電システム（住宅用・非住宅用）、風力発電システム、地熱発電システム、小水力発電システム、バイオマス、廃棄物）、再生可能エネルギー熱（太陽熱利用システム、温度差利用（河川水、下水、海水、地下水）、バイオマス、廃棄物）、高効率住宅機器（電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）、家庭用コージェネレーションシステム（エコウィル）、家庭用燃料電池（エネファーム））、熱電併給システム（コージェネレーション（産業用・業務用）、燃料電池（産業用・業務用））、次世代自動車等（自家用・事業用、燃料種別等）

イ 調査項目

導入量、設備容量、エネルギー量（1次換算・最終消費共に）、CO₂削減見込み量（一般的な推計・実行計画に準ずる推計）、再生可能エネルギー電気についてはFITの利用状況、バイオマスについてはバイオマス燃料等の利用状況

ウ その他

委託者は、委託者が別途収集したデータ、過去のデータ及び詳細な計算方法の参考になる資料を電子データで提供する。また、エネルギー設備等の導入状況の算定にあたっては、委託者が提示する問題点及び過去の課題等を踏まえて業務を遂行するものとし、新たな課題や修正案等の検討をし、

委託者へ提案すること。特に次世代自動車データについては、集計ファイルを見直し、より簡易に集計結果が得られるよう検討し、修正すること。

算出方法の電子データについて、参照年次が古いものや既に公開が終了しているもの等があった場合は、最新のデータへの更新や、別途参考となる文献調査を行う等して、可能な限り調査対象年次に近づけるようにすること。参照データ等を変更する場合は、委託者に相談し了承を得ること。

(報告書等の書式)

第18条 報告書等の作成にあたり、書式は原則としてA4縦型カラーとする。文書は「Microsoft Word 2021」以上で、図表などは「Microsoft Excel 2021」又は「Microsoft PowerPoint 2021」以上で作成すること。電子データは、先に示したソフトのバージョンで適正に使用できるファイル形式で記録すること。

(成果品)

第19条 委託業務において提出する成果品は、次のとおりとする。ただし、製本部数等は目安とし、詳細は委託者と協議の上決定する。

- (1) 調査報告書（製本） 5部（カラー）
- (2) 電子データ（報告書、議事録、ウェブサイト掲載用等のMS-Word・PDF版、収集した統計資料のデータ（使用値の箇所を示す）、及び算定ファイル（MS-Excel）をDVD-R等に書き込んだもの）
1式
- (3) その他委託者が指示するもの

(その他)

第20条 委託仕様書、横浜市委託契約約款等のその他、条例等に定めのない事項や、疑義が生じた場合は、必要に応じて本市と受託者において協議して定める。

(参考資料)

第21条 業務の遂行にあたっては、下記資料を参考とすること。

- (1) 横浜市地球温暖化対策実行計画ウェブサイト
【参考URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/jikkou/keikaku/plan.html>
- (2) 横浜市温室効果ガス排出状況ホームページ
【参考URL】
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/ghgmissions.html>